

平成25年度第1回 岐阜県森林審議会議事録

開催日 平成25年12月24日(火)
場 所 岐阜県庁議会西棟第3会議室

岐 阜 県

午後1時00分開会

(事務局) ※平井技術総括監

時間がまいりましたので、平成25年度第1回岐阜県森林審議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、年末の大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、はじめに正村林政部長からあいさつを申し上げます。

～あいさつ～

(事務局) ※平井技術総括監

ありがとうございました。

本日は、飯沼委員と原委員の2名が欠席でございます。委員12名中、10名の方のご出席をいただいております。岐阜県森林法施行細則第17条第2項に定める、会議の定足数に達しておりますので、本日の審議会は有効に成立していることを報告します。

次に、審議会の進め方ですが、当審議会は審議内容の公平性、透明性確保の観点から、公開により行うこととしております。また、審議の内容、出席者名簿等につきましても、情報公開制度、又は公文書自由閲覧制度により公開されますので、委員の皆様のご理解をお願いします。

議事に入る前に本日の会議資料について確認させていただきます。

～資料確認～

それでは、岐阜県森林審議会運営内規第3条により、会議の議長につきましては、会長が務めることとなっておりますので、会議の進行を日置会長にお願いします。

日置会長、よろしくお願いします。

(日置会長)

それでは、これより議事に入ります。

まず、岐阜県森林審議会運営内規第8条の規定により、本日の議事録署名者には内木委員を指名させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、一番目の議事に入ります。事務局の方、諮問文の配付をお願いします。

～諮問文を配付～

まず、審議事項の諮問文を事務局から朗読願います。

・ 諮問文朗読

林第413号 平成25年12月24日
岐阜県森林審議会 会長 日置 敏明 様
岐阜県知事 古田 肇
平成25年度第1回岐阜県森林審議会にかかる諮問について
下記事項について、貴審議会の意見を求めます。
記
1 森林法第5条第1項に基づく揖斐川森林計画区の地域森林計画の樹立について 2 森林法第5条第5項に基づく木曾川森林計画区、宮・庄川森林計画区、長良川森林計画区及び飛騨川森林計画区の地域森林計画の変更について

(日置会長)

はじめに、議第1号「揖斐川森林計画区の地域森林計画の樹立について」、並びに「木曾川、宮・庄川、長良川、飛騨川各森林計画区の地域森林計画の変更について」、事務局から説明願います。

(事務局) ※林政課 吉峯技術課長補佐

～資料1～資料6に基づき揖斐川森林計画区の地域森林計画の樹立及び木曾川森林計画区等4計画区の地域森林計画の変更の概要を説明～

(日置会長)

ただいま説明のありました「揖斐川森林計画区の地域森林計画の樹立について」、並びに「木曾川、宮・庄川、長良川、飛騨川各森林計画区の地域森林計画の変更について」、ご質疑、ご意見はございませんか。

(中島委員)

今回見直ししている全国森林計画の割り振り量が多くなった原因は何ですか。日本の木材自給率を50%以上にすることがために計画量を増やす、そんな単純な話ではないと思いますが。

(事務局) ※林政課 吉峯技術課長補佐

「全国森林計画の策定について」という林野庁が発出した資料があり、今回新たな計画期間が発表されたことにより、それに応じて増と説明されています。ここの記述をそ

のまま読み上げますと、「平成24年度に実施しました森林資源現況調査の結果からも我が国の森林資源の蓄積量が年々増加している」ということが書かれていますので、これによるものです。

(中島委員)

資源量が増えているからたくさん伐れる、これだけ伐っても問題が無い、そういう理解でよいのですか。

(事務局) ※林政課 吉峯技術課長補佐

はい。

(中原委員)

関連してなのですが、岐阜県の場合は、まず加子母の森の合板工場が順調に稼働して、当初は10万 m^3 が危ぶまれつつも、楽に10万 m^3 を超えるような状況です。今度はバイオマス発電施設ができて、これはもちろん建築廃材が産廃業者の温床にならないようにというしぼりが当然ある中、林政部を中心に、間伐材、林地残材の処理という大義を持ってやっておられます。それから郡上市に中国木材さんの工場ができる、それで大体単純に10万、10万、10万で30万 m^3 、35万 m^3 くらいは当初発生しますよね。伐採計画というのは、それを反映した上で、中島委員がご指摘のように、乗ったかたちで数値が出てきているのか否か、逆に言うと、川下の産業を推進しようと思うと、これに乗ったかたちで反映されると、非常にこの計画が意義深いものになると思いますが、その辺はどの程度反映されているのでしょうか。

(事務局) ※林政課 吉峯技術課長補佐

先ほど説明させていただいた通り、全国森林計画の計画量が、各都道府県に割り振られ、それで各県はプラスマイナス20%の範囲に収めることとなっており、それをまず決めます。もう一つは岐阜県森林づくり基本計画に基づきまして、平成28年度に50万 m^3 を出すことを目標にしており、毎年目標値を決めています。その整合をとった結果ということでございます。ですので、今後新たな需要が発生し、基本計画の見直し等があれば、整合をとっていくこととなりますが、今の基本計画の期間、この地域森林計画の5年間につきましてはこの数字ということでございます。

(中原委員)

ですから、計画のための計画という話になってしまっているでしょう。我が県は森林県から林業県への脱却ということでこの5年間加速度的にやってきました。そうであるならば、そこを踏まえた上で、林野庁の顔を立てる計画もさることながら、いやいやもっと地域に根差した岐阜県の林業という産業をどうしていくかということを考えたときに、そこのリンクができて初めてそのための計画となるのです。そうでなければ何のための計画かということになってしまうのですよね。そこは辻褄が合わないとならぬ。ということは、市町村森林整備計画があって、その下にある個々の事業体が立

てる今でいう森林経営計画、これがずっと連動するはずなのですよ。今の話を聞いていると、それぞれが勝手に動き出してそれぞれの都合でやっていて、それでは岐阜県の人工林約37～8万haが、資源として財産として公益性の源であるという部分が川下へ行けばいくほど薄まっていくような気がして仕方がないので、どうせやるならばその辺の周知徹底、意識をしていただきたい。それが本来の計画であるような気がするのですけれど。例えばここに出てくるのは採算を合わせようと思うと、70年、80年の木を伐った方がいいわけですよ、1本伐って1.25m³なのか、1本伐って0.214m³なのかということになると、コスト、コストということでやってきた結果、そちらへ走りがちな方向にもあるのですよね。数字上1万m³がどういう林分から出てきているか、そういうことを考えると、これを大上段に振りかざして末端までがやったとすると、岐阜県の森林がどうなるのかということ、非常に現実とかい離れたものになるような気がして仕方がないです。それを危惧します。

(事務局) ※平井技術総括監

この全国森林計画から配分される計画というのは、生長量というものをベースにしたマックスの数字が与えられております。ですから例えば揖斐川森林計画区で立木材積の総数は144万m³という数字が出ています。それはマックスなのですが、現実それだけ伐られることはあり得ないです。一方、県の施策としては、基本計画という施策がございます。施策の方で岐阜県としてどのくらい必要な木材量があるかということで、平成28年度までに50万m³という計画を立てたのですが、先ほど委員が言われたとおり、新しい工場がどんどんできているということで、もう少しこれを伸ばす必要があるということで、54万m³とか56万m³という数字を県の方で考えております。それを解決するために積み上げるのは県の基本計画ということで、施策の計画になります。今回ご説明させていただいているのは、資源量としてマックスこれだけですよということを委員の先生方に説明をして、岐阜県の施策としての木材伐採量が許容範囲内に入っているから大丈夫ですよ、ということをお説明させていただいたということでご理解いただきたい。

(中原委員)

そう理解します。

(中島委員)

昨年もこの議論をした記憶があるのですが、結局、資源論なのですね。森林が持っている公益的機能はこのボリュームまで伐っても維持できるよと。だからこれが具体的に国産材の自給率を50%以上にするとかという話とはちょっと違うのですね。ですからここまで伐っても日本の国土は荒れないと、単純に理解すればいいということですね。施策は施策として基本計画でやっていく、こちらは基準が主体と書いてあるので。

(内木委員)

伐採量が増え、造林が全部減っているということは、皆伐は無いということですか。

樹下植栽がほとんど無いという話ですが、どういう造林を考えてみえるのか、逆に樹下植栽が増えていくのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

(事務局) ※森林整備課 長沼課長

樹下植栽については、まず一点大きく違ってくるのが、今まで間伐という施策で木材を伐り、54万 m^3 とか50万 m^3 とかの目標に対して将来的には半分くらい間伐で賄われると推計しています。こうした中で間伐の対象年齢が延びておりまして、今まで7年齢くらいまでだったのですが、それが今12年齢、また長期育成循環ということで、18年齢いわゆる90年生までも間伐という名前に対応できるようになりました。ここの部分が今までは樹下植栽をしてこなければならなかったのです。現時点では間伐が半分くらいで、残りは皆伐というようなことで、特にその皆伐の更新いわゆるその再造林未済地というのが非常に大きな問題でありますので、そこをどのように誘導していくかが課題だと思っています。

(伊藤委員)

主伐についてですが、水源林において標準伐期10年を加えて林齢以上の実施ということですが、この10年という根拠はあるのですか。例えば5年ではだめなのか、12年ではだめなのかということですが。

(事務局) ※森林整備課 長沼課長

地域森林計画の方で、水源涵養機能維持増進森林という規定があり、基本的にはその中で標準伐期に10年プラスするという基準がありますので、県の水源地域についてもそれに則ってやるということです。

(日置会長)

色々議論がありました。地域森林計画で例えば前期伐採量というのがありますね。これは今回の揖斐川地域の新たに樹立するものを含めて5計画区の、それぞれ前期というのは5年間ですよね。それで先ほどから仰っている施策での50万 m^3 の伐採というのは1年間での伐採量ですよね。いわゆる施策でこれだけ出しましょうというのと、資源論からきて許容量がこれだけありますよというのとは、どのくらいの差があるのですか。例えば前期のそれぞれ5つの森林計画区の伐採量というのを、資源論からしてこれだけ伐ってもいいよというのを、5年間ありますが、仮に1年間平均にするのと、施策からこれだけ伐って出すという方の50万 m^3 、あるいはそれを将来これから状況の変化によって54万 m^3 とか仰いましたが、その辺の目安というのはどんな感じなのか。

(事務局) ※平井技術総括監

岐阜県の民有林は68万haございますが、そのうち人工林は30万haちょっとでございます。そのうち森林経営計画を立てる面積を約20万と県では目標にしています。20万haについて林業経営を進めていくという区域として考えています。20万haの

区域を大体年間の生長量を考えてみますと100万 m^3 を超えます。ですからその半分を伐っても資源量的には全然問題がないだろうということで、50万 m^3 という数値をはじめだしております。ただそれが54万 m^3 になっても56万 m^3 になっても100万 m^3 以上の生長がございますので、ほぼ環境に影響は無いといことで、54～6万 m^3 くらい伐っていても大丈夫なのではないかという考え方をしています。

(事務局) ※県産材流通課 高井課長

例えば揖斐川の数字で前期という数字がございますけれども、前期で67万8千 m^3 、これらは例えば揖斐川以外の4つの計画を足しますと、多少年度がずれるのですが、おおむね500万 m^3 になります。これを5年で割りますと1年間で大体100万 m^3 になりますので、例えば50万 m^3 あるいは54万 m^3 ですと、おおむね半分ということになります。

(事務局) ※林政課 吉峯技術課長補佐

ただいまの続きでございますが、表で示した資料がございます、資料2-2をご覧ください。このページ数「資2」に表が2つ並んでいますが、上の部分につきましては、基本計画の木材生産量と地域計画期間の計画間の整合をとった説明資料となっております。揖斐川森林計画区から飛騨川森林計画区まで並んでいますが、一番下に合計欄がございます。網掛けしておりますが、岐阜県森林づくり基本計画は平成24年度から28年度でございます。それと合計欄を組み合わせて見ていただくと、平成24年度には91万1千 m^3 、28年度には105万1千 m^3 となっておりますが、これが地域森林計画の生長量です。

(中原委員)

今のところで、平井さんが仰っていた、計画による県内の人工林約37万haの年間の生長量はいくつですか。100万 m^3 くらいですか。

(事務局) ※平井技術総括監

そのうちの経営計画、林業経営をやる森林の生長量が100万 m^3 ちょっとです。

(中原委員)

それは生長量で追っているから、幹材積なのです。我々のようにそれを業、生業としてやっている人たちは、素材材積を追うわけです。それで生業の計画を立てるわけです。そうするとそこにギャップができて、優良な所であればデータ上から大体コンマ7掛けとか6.5掛けとか、条件が違うのですが、そうするとその数字はフィルターをかけると、実は50万 m^3 ということで、逆に割り算すると、80万 m^3 くらいのデータになるということが一つ。ここを今の吉峯さんが仰った数字を見ると、素材生産量に換算すると、平成24年の合計が91万 m^3 で、材積にすると32万 m^3 ということで、1/3の換算式になっていると思います。年間50万 m^3 というのを逆割していくと3倍、150万 m^3 、という計算になるわけです。だから素材材積で言っているのか、デー

タ上の幹材積で言っているのかによって、まして僕らの考えでは1/3になっているものだから、すごい量を山から伐り出すということになると、過剰な伐採、生長量イコールの伐採近くになってしまうと危惧します。

(事務局) ※森林整備課 長沼課長

今のところをおさらいしますと、例えば平成24年の91万1千 m^3 というのは、これは幹材積、いわゆる葉っぱとか根っこを除いた山に生えている幹の状態の材積です。それから伐採して利用する量、造材歩留りとかがありますよね、それを掛けますと大体1/3になって現実の32万 m^3 になります。ですから、平成28年度には45万 m^3 と書いてありますが、先ほど言いましたように、県全体では50万 m^3 又は54万 m^3 を見込みとして、そのうち国有林の5~7万 m^3 を除いて45万 m^3 。それを幹材積に逆算しますと、同じように、105万1千 m^3 という数字になります。

(中原委員)

わかりました。

(事務局) ※森林整備課 長沼課長

ですから今ごちゃごちゃになっているのは、素材材積と幹材積で、実際に地域森林計画にある材積というのは山に生えている幹の状態です。葉っぱや枝葉を除いた幹の状態。実際の素材というのはそのうち市場とか工場で出されてくる実際に使われる材ですので、そこに山から出される利用率とそれから造材歩留りとかそういったものが入ってきますので、このように1/3から1/4になってきているという状況です。

(事務局) ※平井技術総括監

利用率と歩留まりが上がってくれば、また変わってしまうので、資源量はしっかり考えた上でやっていこうというものです。

(中原委員)

その幹材積と素材材積は、我々がぱっと見たときに、これが何町歩あるかというのは素材で計算するわけですよ。ここを管理するのは統計で追っていきますから、その辺がずれると大量に伐るといった話になったり、全然足りないじゃないかという話になったりしますから、そのギャップを埋めたかっただけです。仕組みがわかりました。

(事務局) ※森林整備課 長沼課長

実際の生長量というのはだいたい今180万 m^3 とか160万 m^3 とかで、100万 m^3 ということは6割くらいです。

(伊藤委員)

そうすると今、去年は37万何某 m^3 という数字ですが、実際に未利用材が何%か山に放置されているということになると、それを出したことによって40万 m^3 近い数字

にもなりかねないということですね。

(事務局) ※森林整備課 長沼課長

それを高めようと、木質バイオマスで活用したりしています。

(伊藤委員)

そういうことですね。40万 m^3 伐られているが、実際出てくるものは37万何某 m^3 だということではないのですよね。

(事務局) ※森林整備課 長沼課長

そういうことです。ですから、平成24年度は91万 m^3 のうちの32万 m^3 、1/3くらいしか利用されていませんけれども、平成28年度は45%の利用率です。

(正村林政部長)

理論値、理想的なことを追って行って数字的に求めてきた森林計画制度、それから今、実際問題になっている最終的には属地的な施業をどうするかというところのギャップがあると思いますが、我々は中原委員が仰っておりますように、経営計画を元に、計画的に木材生産しようというところでございますので、また色々ご意見をいただければと思います。

(中島委員)

同じことを毎年言っていますので、最初に事務局がこれは「資源論」で、枝葉まで入っているボリュームだとか説明してください。中原委員のように生業にしている人は素材だから、実際山から出てきて製材する材という概念になってしまう。それがごちゃ混ぜになっているので、毎年これから森林計画を説明するときには復習する意味で、説明してもらえないでしょうか。

(三井委員)

今回の揖斐川地域での計画において林道に関して、経営していく上では開設計画が重要だと思われるのですが、少なくとも過去においてはかなり計画が遅れています。特に後期は元々の計画の1/3まではいきませんが半分以下になっているという状況があるのですが、資料5、資料6でいきますと、かなり細かい部分で新たに開設するというので、基本的には開設する長さを短くしているということに変更されているのか、それとも中止になっている部分があるのかということをお伺いしたいです。

(事務局) ※森林整備課 長沼課長

林道計画につきましては、過去はもっと大きな数字があがってしまっていて、基本的に計画に載っていないと補助事業が受けられないということがありましたので、市町村はたくさん載せたがっていたということはあります。ただ一方で進捗率は見た目上悪かったため、予算に見合った計画を立ててください、何から何まで載せるのはやめてください

とお願いしています。揖斐川地域の市町村は割とまだそれでも載せておられます。できるだけ実際の予算の規模に沿ったできる分を載せてくださいとお願いをしてこのような状況になっているということです。

(三井委員)

計画の立て方自体が見直されたということですか。

(事務局) ※森林整備課 長沼課長

はい、昔はこの進度が非常に悪く見えました。年間に林道200kmくらいを5年間でやりますよというような数字が出ていますが、実際は毎年やられている林道の開設についてはせいぜい10km程度になっていますので、そういったところを整理していくということです。もう一方で、三井委員が言われたように路網というのは重要ですので、林内の作業道は毎年150kmから200kmをやってもらって、こちらの方で実際の基盤としての機能は確保できるところでございます。

(中原委員)

全体の部分で申し上げます。資料1の総括の14ページの保安林指定の面積、水源涵養の保安林指定のところ、もろもろの承諾が取れないということですが、これは色々な条件があるかと思いますが、大面積所有者を中心としたところはもう既に指定されているがゆえに残ったところは小面積による方々を対象にしないといけないという実態です。それと不在村所有者。一人の承諾で済むものが、何十人とかかるということの手間による問題。さらには相続に伴いそれを分割して、被相続人の死亡後10カ月以内に相続の申告をすると義務付けられて、税理士も弁護士もひいては所轄の税務署署員でさえ、山林相続税法について長けておりません。ゆえに簡単な方法で、担当した司法書士や税理士は、共有林にして他のものを分配するということで、加速度的に益々分割された共有林が増える中、こういった状況はますます増えていきます。ゆえにこれは保安林イコール森林整備に伴う集約化だとか境界立会とかそういった諸々が困難になるということも踏まえた上で岐阜県林政を考えていく必要があると思います。

もう一つ、先ほど内木委員が仰っていた問題ですが、樹下植栽の択伐による90年生まで間伐の取扱い。樹下植栽にしていくというのは、従来はまとまった面積を皆伐することによって、一度に収穫を得たものを、今とりあえずこういう状況で保育の費用が出ないから問題先送りにしてしのいでいる状況で、このままいくと確実に樹下植栽を行わないと、絵では複層林と描きますが、山は言うことを聞いてくれません。ということはある日突然高齢級の木が無くなって、統計上の蓄積量もものすごいカーブを描いて落ちるということが、近々に起こりうるのです。林野庁からもそれに対して回答は出ていません。それと皆伐が行われていないことによって、種苗の世代交代がうまくいかなくて廃業に追い込まれるということ、福井県の武生市の優良な味真野スギを育てる種苗業者も今は4つくらいしかないのです。あと2、3年でなくなるという話なので、そういったことも踏まえて、問題先送りで択伐施業は国が進めるだけで、そのあとの手だてを打っていないと、本当に木が無くなる、それはひいては災害が加速度的に起きるとい

こと。治山堰堤、砂防堰堤では済まないということです。こういうことをこれから考えなければならない、逆にそういうことが見えた分怖くなったということが本音でございます。

(日置会長)

今のようなご指摘を踏まえて今後考えていただきたいと思います。

それではお諮りします。議第1号につきましては、原案のとおり決定することを適当と認める旨、答申してよろしいでしょうか。

～異議なし～

(日置会長)

ここで、答申文(案)を作成するため、しばらくの間休憩いたします。

～休憩後再開～

(日置会長)

審議会を再開いたします。

それでは、事務局から答申文(案)の朗読をお願いします。

・答申文(案)朗読

(案)	岐森審第1号 平成25年12月24日
岐阜県知事 古田 肇 様	
	岐阜県森林審議会 会長 日置 敏明
地域森林計画の樹立及び同計画の変更について(答申)	
平成25年12月24日付け林第413号をもって諮問のありました下記について、原案のとおり決定することを適当と認めます。	
記	
1 森林法第5条第1項に基づく揖斐川森林計画区の地域森林計画の樹立について	
2 森林法第5条第5項に基づく木曾川森林計画区、宮・庄川森林計画区、長良川森林計画区及び飛騨川森林計画区の地域森林計画の変更について	

(日置会長)

ただいまの内容でよろしいでしょうか。

～異議なし～

(日置会長)

それでは、この内容で答申することといたします。

以上で、今日ご審議いただく事項は終了いたしました。

引き続きまして、報告事項に入ります。

林地部会の審議状況等につきまして、報告をお願いします。

(事務局) ※治山課 田畑課長

～資料7に基づき林地開発許可状況等について説明～

(日置会長)

ただいまの説明について、ご質問はございませんか。

(中島委員)

ご承知のようにリニア新幹線がくるということですが、これについては森林の開発許可という概念というのはどうなのですか。JR東海が事業主体だと思いますが。

(事務局) ※治山課 田畑課長

リニア新幹線は鉄道事業でございまして、林地開発許可につきましては、連絡調整とありますが、許可制度の適用除外になっています。地方公共団体であるとかそれに準じる団体の事業につきましては許可制度の対象になっていないのですが、林地開発と同じ基準でやりますよというような協議をいただきます。鉄道事業についてはそういう扱いになります。

(中島委員)

保安林も同じですか。

(事務局) ※治山課 田畑課長

保安林については、当然林地開発とはまた違った取扱が必要であり、保安林の指定の解除の手続きなどを行っていただく必要があります。

(日置会長)

他にございませんか。それでは、その他の事項につきまして、「第39回全国育樹祭」について、「岐阜県長期構想中間見直し案」について、事務局から続けて説明をお願いします。

(事務局) ※恵みの森づくり推進課 萩巣課長
～資料8に基づき、第39回全国育樹祭について説明～

(事務局) ※林政課 山本課長
～資料9に基づき、岐阜県長期構想中間見直し(案)について説明～

(日置会長)
ありがとうございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(木村委員)
見直しの方針のところ、今後少子高齢化が進むとこれは避けて通れないという中、今ご説明のあった恵みの森づくり、これは確かに結構なことだと思いますが、いわゆる林業と言いますか、森林経営あるいは森林を取り扱う担い手が今後高齢化する、そのところの次のステージを考えないと、ここに立派な森を造ってきましたと、そういう森を管理あるいは育成する担い手が、今までのようないわゆる壮年層と言いますか若手がもういなくなるということを考えていく必要があります。

(事務局) ※森林整備課 長沼課長
担い手の関係ですけれども、今、基本計画で平成28年の時点で1,220人くらいを確保しようという想定にしています。現在1,100人ちょっとという状況で、人数的には若干足りないです。また、今、作業の内容が変わってきてまして、過去は人海戦術でいわゆる植林して下刈りして伐り捨て間伐をしていましたが、今は木材を出してくるのに非常に高度な技術と危険を伴うということで、高性能林業機械といわれる機械を導入して搬出しますが、ただそのためには一番基本であるチェーンソー、これが一番危険を伴うので、その部分で担い手を育成しようということで、毎年のように国の基金事業で安全講習などを実施しております。また年齢につきましては実は大分若返ってきており、10年前に比べると10歳くらい若返っており、今平均年齢が47歳くらいになっています。ただ確かに年をとっていつまでもできるのかという話もありますが、そういうところの解決も必要ですけれども、我々は一生懸命そういった研修などを実施し、担い手の養成をしているということでございます。

(内木委員)
担い手を安定的に養成していくには、安定した事業量が毎年決まった分だけないと、今年のように木材が足りないからどんどん伐って出せと言われても、すぐには担い手をつくるわけにはいきません。最近はこちらちょっと安定してきましたけれど、来年の予算が心配だなんていう事態になってくると、順番に育てていきたいとは思いますが、じゃあ来年、再来年の仕事はどうなるだろうと考えますと、控えざるを得ない状況ですので、やはり補助金システムとか、色々なことで毎年安定した事業量を確保してもらえると、担い手も安定して育てていけると思います。

(事務局) ※森林整備課 長沼課長

内木委員が言われる通り、まずは予算ということと、あとは伐採されるであろう量を川下にも安定的に示していかなければならないということで、需要とそれから伐採する側の量のマッチング、それからただ年にこれだけ伐りますよという先ほどの1年間に100万m³という数字ではなくて、毎月々にどれくらい伐られるかということが安定的に雇用を創るということになりますので、こういった情報をお示しできるようにしていきたいです。経営計画というのがまさにその一番基礎になりますので、その情報をどのように皆さんに公開していくか、というようなことも含めて、それから国有林は大きなパイを持っているので、国有林にもそういう情報を提供していただくということで、先般打ち合わせをしましたが、4月以降にもそういった情報を提供できるような仕組みを考えています。

(伊藤委員)

全国育樹祭についてですが、全国から見ても岐阜県は森林県と言われており、岐阜県民の歌にもあるように「木の国、山の国」と言われておりますので、今回の育樹祭においてはやはり山がテーマですので、森林の国、山の国に相応しいイベントが打てたらいいかなということを私は思っております。それには何がいいのか、子どもを主体にするのか、あるいはパラリンピックが始まったのが日本の東京オリンピックらしいですね。今、障がい者なんて言葉は語弊のある言葉ですが、そういった方も参加できるようなイベントで、他とはやはり違う、岐阜県は木の国、山の国だな、と言われるイベントが打てたらいいと思っていますところですが。

もう一点ですが、長期構想の中間見直しにもありましたが、岐阜県は森林・環境税を昨年度から徴収しながら森林整備等されているところですが、私がいつも思うことは、この前も「全国豊かな海づくり大会」として、海のない県での海づくりを行っておられたのですが、川を介して下流域の皆さんも何らかの形で潤っているはずなのです。ですから愛知県は愛知県、三重県は三重県、岐阜県は岐阜県ではなくて、川の系列によって森林・環境税を利用すれば皆さんが潤うのではないかと思うのです。木曽川を介して、愛知県に今なお水を供給している部分がありますね。愛知用水にしても名古屋市水道局にしてもそうですが、やはり岐阜県から発生したあるいは長野県から発生した水が愛知県の人口の水を供給しているということですので、岐阜県のことは知らんぞ、長野県のことは知らんぞ、愛知県だけ名古屋だけ良ければいいというのではなくて、川を介してやはり森林・環境税を有効に利用できれば一番いいのではないかということを常に思っておるわけです。逆に仕事をする人も、愛知県から来て岐阜県の森林整備をやってもらってもいいじゃないですか。そういうことで、愛知県は愛知県、岐阜県は岐阜県というようなそこで壁を作るといようなことは避けて、森林整備を行っていったらいいと思いました。

(正村林政部長)

森林・環境税につきましては、一部上下流連携でボランティア活動などをしておりま

すが、なかなか県の枠が超えられないというという悩みがございまして、またいいアイデアがありましたら教えていただきたいですし、また今後とも検討してまいりたいと思います。また育樹祭については障がい者という話もありましたが、これも参考にさせていただきたいと思います。

(事務局) ※恵みの森づくり推進課 萩巣課長

他県との取組みについては、今、トヨタ紡織さんであるとかJTさんであるとか、色々な企業の方々にお金を出して頂いて、山の整備をさせてもらっていますので、ご指摘のとおり、色々なところに対し草の根的にこれからも続けまして、活発な活動を進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(伊藤委員)

そのように森林整備ができればいいかなと思っております。

(日置会長)

森林・環境税については今年度の税制改正大綱で今後検討するというようなところまで、国の方の制度でも書き込まれてはいるようです。

(小林委員)

今年、森林・環境税に応募していないので覚えがないのですが、人件費はやはり森林・環境税の事業の中で、何であっても2割ということですか。

(事務局) ※恵みの森づくり推進課 萩巣課長

詳しいことは一つ一つの事業で違います。

(小林委員)

1年目に応募した時に思ったのですが、環境教育に関して人件費が2割しか認められていなかったのですね。2年目からは応募するのを辞めたのですが、環境教育に物を8割買って2割人件費というのはまず無理ですね。8割が人件費、2割が物品だと思いのですね。そういうところを変えていただきたいといつも思っています、もし変わっていただければいいのですが、でも環境教育というのは非常に人件費がかかるものなので、そのあたりをよく事業ごとに考えていただくといいなと思うのが一つです。

もう一つ、私は環境教育を専門にやっているのですが、色々な課から環境教育のご注文があるのですが、アプローチが皆さん全部違うのですね。川を一つ取り上げても、水質、生物多様性、カワゲラウォッチング、それから、森林からのアプローチなど、色々あります。ご要望はあるのですが切り口が違うので、その都度色々やっているのですが、使う人が違うのですね、環境教育を担当していらっしゃる方が。例えば川だとウォッチャーのような方が河川課の方ではいらっしゃるし、自然工法管理士という方もいらっしゃるのですが、それが県で抱えている人材が一つに全然繋がっていないので、皆さんどこにどう連絡したら何ができるのかということがわからないので、困っていらっしゃいま

す。私は環境政策のところでコーディネーターをやっているのですが、色々なところに連絡をするのですが、全部の方がわかっているわけではないし、川毎の詳しい方、関わっていらっしゃる方がわかっているわけではないので、連絡が非常に難しいです。できればせつかく森林・環境税があるので、何とか連絡を取り合って、使えるという申し訳ないですけども、ちゃんと動けるような組織を作っていただきたいのが一つ。そのためには今、バイオマスエネルギーということがあったのですが、バイオマスの水力もそれだけで独立しているのではなくて、他の地球温暖化のエネルギーグループと動いている。川も川で、水質なら水質だけではなくて、生物多様性とも動けるといって、ゾーニングというのでしょうか、切り分け方が少し違うような気がするのです。今までの縦割りで環境教育をやっていくと、これからの時代に対応できないので、今せつかく森林・環境税で動きが皆さん活発になっていて、生き生きとして事業をしていらっしゃる。その仲をなんとか救っていただいて、主管である林政部さんが少し音頭をとっていただいて、そういう集め方をしていただけたらと思うのです。もっと将来のために、あるいは将来森林・環境税を負担しても構わないという県民を育てるために。それから事業をやることによって、私たち県民を育てていただきたいのです。そのあたりもう一度見直していただけたら非常に嬉しいなと思います。

(事務局) ※恵みの森づくり推進課 荻巣課長

縦割りになっているというところのご指摘を受けましたので、委員が仰ったように、森林・環境税は林政部が主管ですけども、事業には環境もあれば基盤整備もあれば農政もあれば林政もあるということで、色々な課に分かれております。庁内には担当者による調整会議もありますので、そういうところでご指摘のあったとおりに連携してやっていったらいいのではないかと、もっと情報共有したほうがいいのではないかとすることはしっかり伝えながら、改善できるところは改善したいと思います。

もう一つ、委員が仰ったとおりに、平成24年度と比べると平成25年度は応募していただける方たちの色々な部分でのレベルが上がってきていますので、こちらとしても応募していただける方と連携を取りながら、一年一年レベルアップするように努力してまいります。

(日置会長)

そのほか、ご意見はございませんか。

それでは、ご発言もないようですので、これで議事を閉じさせていただきます。

(事務局) ※平井技術総括監

日置会長には、長時間にわたる議事進行をお務めいただき、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、貴重なご意見、ご提言を賜り、ありがとうございます。

これをもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

本日はありがとうございます。

午後2時50分閉会